

別 記 第 1

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	基準となる職務が課長の職務若しくは管理官の職務の職又はこれらに相当する職にある者
公安職給料表	基準となる職務が指定管理官の職務若しくは指定課長の職務若しくは管理官の職務若しくは課長の職務の職又はこれらに相当する職にある者
医療職給料表(一)	基準となる職務が医長の職務の職又はこれに相当する職にある者
医療職給料表(二)	基準となる職務が課長の職務の職又はこれに相当する職にある者
医療職給料表(三)	基準となる職務が課長の職務の職又はこれに相当する職にある者
教育職給料表	職務の級が5級又は6級の適用を受ける者

別 記 第 2

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	職務の級が5級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が9級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	基準となる職務が部長の職務の職又はこれに相当する職にある者